

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 3 月 13 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 3 月 5 日

八雲町長 岩 村 克 詔

損害賠償額の決定について

町は、令和 2 年 2 月 17 日、八雲町の町道宮園住初線の除雪作業において、一時堆積場所に雪を押し込む際、町有除雪作業車の汎用装置から溢れ出た雪の圧力で、駐車中の相手車両後部が押され損害を与えた事故について、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 715 条第 1 項の規定により、その損害を賠償するため、次のとおり損害賠償の額を決定する。

- 1 損害賠償の額 196,900 円

- 2 損害賠償の相手方 二海郡八雲町栄浜 17 番地
逢見 悟